

教育民生常任委員会議録

1. 開催日 令和6年6月14日(金) 9時00分～9時34分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 谷口 和也 副委員長 坪井 信義 委員 中西 友子
委員 前川さおり 委員 井上 容子 委員 坂本 稔記
4. 欠席委員 なし
5. 出席参与 <一般会計>

町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 山村 嘉寛
統括監 中村 元紀 保健福祉課参事 見並 智俊 地域共生室室長 中西扶美代
地域共生室室長 西野珠代 保健福祉課長補佐 川口 文香 保健福祉課長補佐 上村 和弘

6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 井上 容子 委員 前川さおり 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第44号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

(午前9時00分 開会)

開会の宣言

○委員長(谷口 和也) ただいまの出席委員数は、6名で定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会にあたり、町長、挨拶をお願いします。

辻村町長

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託をいただいております議案につきましてのご審査を賜ります。よろしくお願いいたします。

○委員長(谷口 和也) 本日は、本委員会に審査付託されました議案1件の審査を行います。はじめに会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は

井上 容子 委員 前川 さおり 委員 の2名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第44号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

○委員長(谷口 和也) 議案第44号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について を議題にします。議案の提案理由及び補足説明は既に本会議で行われております。追加説明があればお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長(谷口 和也) 追加説明はありませんので、質疑に入ります。

それでは質疑を行います。

発言を許します。

中西委員。

○委員(中西 友子) 中西です。4方式から3方式への変更ということですが、それに伴い、金額が増額、いわゆる値上げになる方の人数というのを把握していれば教えてください。

○委員長(谷口 和也) 保健福祉課見並参事。

○保健福祉課長(見並 智俊) 保健福祉課長 見並、先ほど中西委員の方からご質問のありました、4方式から3方式、いわゆる資産割を除いて少し率を下げた形でどれぐらいの人数の方が、保険料が上がったかというふうなところなんです、実はですね今現在、保険料の固定資産税というのはもう確定はしておるんですが、所得割の関係で、例えば、未申告の方とかですね、そういった方の調査というのをこれから行う予定でございます。

それがはっきりしませんと、具体的にどれぐらいの方が、今回の保険料の引き上げで、人数に影響があったかというものがですね詳しい人数が出ないというところで、何とかご理解賜りたいというふうに思いますよろしくお願いいたします。

○委員長(谷口 和也) よろしいですか。 中西委員。

○委員(中西 友子) 中西です。今はっきりとはしないということですが、今現在の2割減5割減7割減のそれぞれの人数とかも、まだこれからのことは、はっきりしていないということよろしいですか。

○委員長(谷口 和也) 見並参事。

○保健福祉課長(見並 智俊) 保健福祉課見並、今現段階でもですね先ほど言いましたようにまだ未申告の方がございますので、そういった方につきまして、これから申告書の方を送らせていただいて、報告をいただいた後に最終的に結果が出るというふうなものでございますが人数の方は出てございます。

現段階での人数ということで、若干先ほど言いましたように、申告の結果を受けて、人数が変わるということにつきましては、ご容赦願いたいというふうに思います。しばらくお待ちください。

はい、この軽減世帯数でございますが、今回の現段階での軽減世帯数というのが、1,447世帯ということで、見込みを立てております。

昨年、令和5年度同時期におきましては1,189世帯ということで、258世帯ほどですね。軽減世帯数が増えておるといふような状況でございます。

○委員長（谷口 和也）よろしいですか。中西委員。

○委員（中西 友子）はい。中西です。

では今回は、町は県にそろえる方向で3方式としているんですが、国保はもともと、セーフティネットとして社会保障の役割を果たしています。

それなので、対象者への町としての軽減策などは、今後行う予定はあるのかどうかお聞きします。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）はい、保健福祉課見並、現行の軽減のやり方っていうのはこれは国から示された内容で行っておるといふようなことございまして、玉城町におきまして、独自の軽減施策を行うというふうなところは、現段階では考えておりません。以上です。

○委員長（谷口 和也）他に、坪井副委員長

○委員（坪井 信義）今後3年間で3方式によってですね、県下で統一された国保料ということになるんですけども、推測で結構ですけど、現在の状況の保険料からですね、まあまあね、上がっていくんですけど、県で平均化された金額に対して、それぞれ個々の問題があるんですけど、大体、概要としてね、幾らぐらい料金が上がるのか。把握しておればちょっと教えていただけませんか。

○委員長（谷口 和也）暫時、休憩します。

（午前9時5分 休憩）

（午前9時7分 再開）

○委員長（谷口 和也）再開します。

保健福祉課見並参事

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、大変お待たせしました。金額にいたしますと約5割。令和5年度の保険料を基準といたしまして、5割ほど上がるというふうな計算、試算というふうにしております。

よろしく願いいたします。

○委員長（谷口 和也）坪井副委員長

○委員（坪井 信義）やむを得ないとは思いますが、50%上がるというんですね、普通の値上がりしては、数字が非常に大きいかと思うんですけど。

その場合のですね、先ほどの方もおっしゃってましたけど、軽減的な措置っていうの

は特別にないという判断でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、委員仰せの通りですね、5割増しというふうなことになりますと、相当引き上げが非大きいというふうなことにはなろうかと思いますが、先ほどお答えさせていただきましたように、当然保険料の率が上がりますと、軽減を受ける世帯数というのも増えてこようかと思えます。ですので、所得の方低い方につきましては、この7割5割2割の軽減策を適用させていただくというふうなことで、軽減が受けられない方については、相当数、金額は上がる、上がるかとは思いますが、こちらの方で独自で軽減策をというふうなところは考えていないものですから、これまでの保険料が少し低めに抑えてあったというふうなところで、その負担を願いたいというふうなところでございます。

○委員長（谷口 和也）坪井副委員長

○委員（坪井 信義）ちょっと確認なんですけど、その軽減の話をされましたけど、軽減の割合、3割、5割、7割の措置、それについては、現在っていうか、従来のものと、保険料が県下統一されても変わらないという判断でよろしいのでしょうか。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）はい、保健福祉課見並、仰せの通り、軽減のですねその基準となる額っていうのは多少変動はあろうかと思うんですが、考え方としては、11年の統一後も同じように軽減を受けていただけるというふうなことで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口 和也）よろしいですか。他に質疑ございませんか。

坂本委員

○委員（坂本 稔記）坂本です。国民健康保険の加入者数の、今後の推移の見積もりとかっていうのは、例えば令和8年度までで出されてますかね。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、前回のですね、全員協議会の資料の中でお答えをさせていただきました、被保険者数というのがですね、現在、これは平均の被保険者数ということで、考え方っていうのが、ふた通りございまして、4月1日時点での被保険者数という考え方と、1年通じての被保険者を大体平均で割った人数という考え方がふた通りございまして、ちょっと今手元でございます資料というのが、平均の人数ということになってございます。

令和6年度におきましては平均が2,924人。これに対しまして、令和11年には2,408人というふうな形で見込んでおります。

ただし、これはこちらのあくまでも推計というふうなところでございまして、転入者

数、また亡くなられる方の人数というのが、はっきりした数字というのを掴んでおりませんので、その辺で、多少変動はあるというふうにご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長（谷口 和也）坂本委員

○委員（坂本 稔記） この推移の材料となるものっていうのは、転入者数の予測予定であるとか、亡くなられる方の予定数であるとか、それ以外に何か材料ってのはないんです。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、この国保の被保険者数の推移の取り方なんですけど、先ほど言われましたように社会保険をやめられて入ってこられる方もあれば、転入、また転出、死亡、そういったもので人数というのは移動しますが、一番大きな要因というのが、75歳に到達しますと、後期高齢者医療に移行されるというふうなところから、こちらの移行される方というのが、まだしばらく、すごく人数が多いもんですから、実際に出生また社会保険離脱、転入、そういった人数をですね、大きく上回ってしまうというふうなところから、だんだん減少していくというふうな傾向になっておるか推計をしておるといふような状況でございます。

以上です。

○委員長（谷口 和也）坂本委員

○委員（坂本 稔記）保険者数の推移の材料とするものの中にですね、令和8年度までに段階的に、国民健康保険料が上がっていく、その割合は、現在、現状において、人によって違えど、5割程度、保険料が上がるというところで、他の組合とかですね、そういった健康保険組合への加入も盛り込む必要があると思ってるんですが、その辺は、いかがお考えですかね。

○委員長（谷口 和也）保健福祉課 川口課長補佐

○保健福祉課（川口 文香）保健福祉課課長補佐川口。

被保険者数の推移の見込みの材料といたしましては、坂本委員が仰せの通り、やはり社会保険離脱でありますとか、逆に加入、そういったものも含めまして推計をとっております。

○委員長（谷口 和也）坂本委員

○委員（坂本 稔記）

すいません質問の仕方が悪かったかもしれないですね。今の回答は、見並課長の回答と同一の回答という認識をしてるんですが、私の質問は、保険料の負担額が、5割程度上がっていくに従って、他の選択肢はないのかというふうに住民の皆さん考えられると思うんですよ。

例えば、自分のお仕事、何かされている組合の比較的安価な健康保険ですね、そういったものに入られる考え方があるんで、それは加入者数の推移の中に盛り込まれていくべきだと思うんですよ。そういったお考えはあるのかという質問です。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、そうですね社会保険、この国民健康保険というのがですね、もともと国民皆保険というふうな考え方をございまして、基本的には社会保険に入っておられない方がですね、どこの保険にも属さないような方が入っていただく、保険というふうにご考えておるんですね。

そういう意味では自営業とか、会社を辞められた後で国民健康保険に加入されるという、ケースになろうかと思うんですが、そういった人数を、これまで5年間のですね、人数の推計を確認しながら、どれだけの人数が加入するであろう、どれだけの人が逆に脱退するであろうというふうな推移を計算した中で、先ほどの人数を算出したというふうなところで、ご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長（谷口 和也）坂本委員。

○委員（坂本 稔記）国民健康保険が、社会保険とか、その他の保険に入っていない方の受け皿という考え方はちょっと違うのかなと思ってます。

これ自営業の方でも、いろんな組合があるって、そういった保険があるというのは、そういう選択肢があるっていうのは、ありますよね。そういったところに、保険料の増加に伴って移動される方ってのはいるんじゃないかなと思ってんですけど。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、ちょっと私の説明がすいませんが悪いのかもしれませんが、当然坂本委員おっしゃられるようにですね、そういう小さい会社でありますも、ある一定の従業員数が確保すれば、そういう協会けんぽとか、そういった社会保険制度に適用が受けられてですね、加入するということは可能だと思うんです。

それはそれで、社会保険の方に入っただけの方は、どうぞそちらの方に入っただけというのはもう当然のことなんですけど、先ほど言いましたように国保ってのはもう最終のセーフティネットということで、そういう、どこの保険にも属さない方が最終入っただけのが国保というふうな制度なものですから、そういったところでご理解賜りたいなというふうには思うんですが、どうでしょう回答がそれになってますでしょうか。

○委員長（谷口 和也）坂本委員。

○委員（坂本 稔記）ちょっと私の勉強不足もあつたみたいで、ちょっとその辺私もよく勉強してから、今後話していただきますんで、また次の質問なんですけど、令和8年度まで段階的に、保険料上げていくというところで、その周知の方法、住民の方に対する周

知の方法を教えてください。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、この周知の仕方っていうのは本当に大切なことだというふうに考えております。

コロナ禍前約5年間、ずっと保険料の方を据え置いてきました。

今回大きく引き上げを行わせていただくというふうなこともございます。そういった意味では、住民の方、住民の方というよりも、国保の被保険者の方にわかりやすく説明をしていく必要があるというふうに考えております。

1つは、町のホームページの方に、そういった掲載をさせていただきたいというふうに考えておりますし、また、被保険者証等でですね何か通知をさせていただく際にも、そういった保険料を引き上げについてのご理解を賜るというふうな趣旨での案内チラシというのを入れさせていただいて、皆さんにご理解賜りたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（谷口 和也）よろしいですか。他に

坪井副委員長

○委員（坪井 信義）ちょっと、関連なんですけど、10月から健康保険証がマイナンバーカード化されるっていうことですよ。

それについてですね、住民の方から結構不安の声が聞かれるんですけど、具体的にそれをどうやって周知をしていくのか、考えてみる方法をちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、今、坪井委員の方からお話ございましたように、実際には令和6年12月2日に、健康保険証が廃止されるという運びとなっております。

そしたら、実際にマイナンバーのカードを取得されておられる方たちは、大体70%台かなというふうに聞いておりますが、すいませんマイナンバーを持っておられてもですね、健康保険証との連動というんですか、それを手続きをされておられない方も一部あるというふうには聞いております。

そういった方も含めると大体7割ぐらいかなという風には考えておるんですが、当然マイナンバーをお持ちの方については、当然そのカードを持って病院で受診していただく。それ以外の方については、資格確認書というのをお送りさせていただきます。

これは紙ベースでの証明書となりますが、これをもって病院の方に関わっていただくというようなことになるんですが、これを作っていただくのは申請を受けて初めて保険

者から交付されるものというふうになっておりますので、そういったことも含めてですね、被保険者の方っていうのはなかなかこの制度の切り換えの時っていうのはわかりにくいかと思いますので、その辺はこちらの方としましては大体9月ぐらいに、一斉に国保の被保険者の方に通知をさせていただいて、そういったマイナンバーカードをこれからは使ってくださいよ。マイナンバーカードがない方につきましては、資格確認書を使って今まで通り、病院にかかっていたいただくことができますよというふうなご案内をですね、させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（谷口 和也） 坪井副委員長

○委員（坪井 信義） 副委員長坪井 なぜ聞いたかっていうとですね、すでにもう医療機関の方から、こんな小さい紙切れでマイナンバーカードのあれに変わりますっていうのが、もう4月ごろから診察で料金会計するといちいち入ってるんです。

個人のところではまだそこまで周知されてないようなんですけど、私はたまたま日赤行きますので、だから総合病院なんかは、かなりその周知を早くからやってみえるんで、逆に行政側の方が今、課長言われたように、9月頃ですか、というふうなんですけど、住民の方にとってみたら、医療機関が言うてきとるけど行政から何も言っていないっていうような、そのギャップがあってですね、どうなんですかって話をちょっと聞きましたんでね、それ改めて部会で確認をさしてもらったんですけど、やっぱり、病院行くときには健康保険証という認識は住民の方は強いですから、それをマイナンバーカードでっていうのがですね、まだまだマイナンバーカードそのものの認識が足りないっていうのはこれ住民側の方にも問題があると思うんですけども、特に高齢等になってきますと、若干そこら辺の理解が難しいかと思っておりますので、施行にあたってはですね、十分に周知をしていただきたいという要望だけしておきたいと思っております。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課見並、坪井委員仰せの通りですね、やはりわかりにくいというふうな形となっておりますかと思っておりますので、また広報等もあわせて活用しながら、住民の皆さんに周知を行っていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（谷口 和也） 他にございませんか。無いようでしたら、
中西委員

○委員（中西 友子） 中西です。先ほど見並課長の方からのと、参事、申し訳ないです参事。の方で、全体の数が3,000世帯ぐらいということと2割、5割、7割軽減の方が、去年の数字で1,489世帯。約半分ということなんです。世帯的に見ると、ということはこんだけの5割の増額ということは、社会保障セーフティーネットとして、また自治体の、住民の命と財産を守るという役目としては、ちょっとやり過ぎな額ではないのかなと思

うんですがその点についてはいかがですか。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、中西委員仰せの通りですね、一般的に会社勤めの方に比べますと、国民健康保険に入っておられる方っていうのは、収入は少ないという方が多いというふうにこちらとしても確認をしております。

実際、今までお勤めされて見えた方が退職されて入ってこられる。また、自営業の方でも、なかなか収入が安定しないというふうな中でですね、こちらとしても、ある程度収入が少ない方が多いというのは認識しておるといふような状況ではございます。

しかしながら、以前全員協議会の方でもお話しさせていただいたかもしれませんが、この国民健康保険自体がですね被保険者の保険料を財源として独立採算でやっていくというふうな考え方、いくら相互扶助といえどもですね、やはりこの会計の中では、皆さんから集めさせていただく、この保険料というのを原資としてですね、この会計を賄っていくというふうな考え方のもとでですね、行く必要があるのではないかと。

一般会計からの貸し付けということで、しておりますが、前にもお話しさせていただきましたようにやはり、いずれ借りたものは返さなくてはならないというふうなこともござりまするので、やはり相応の負担という風なところで、ご理解を賜りたいという風に思っております。

○委員長（谷口 和也）中西委員

○委員（中西 友子）先ほどから申しておりますが、国保は相互扶助ではありません。

ということと、対象住民に負担を求めるよりかは、もうこれは社会保障制度なので、国の方に負担を町として求めることは考えていませんか。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）保健福祉課見並、そうですね、収入が一般的に少ないと思われる国保被保険者の方に余りにも負担が大きいんじゃないかと。国の方にそういう、補助金の上乗せなりというふうな要望してはどうかというふうなお話ですが、これについては玉城町だけがということにはならないんですね。その、今現在、三重県内で保険料率を大体同じぐらいの水準に持っていこうというふうな考え方の中ではですね、どこも余りにも高くなりすぎている部分を、国の方から補助をもらうというふうな声というのは今現在、他の市町からも出ていないというふうなところもござりまするので、また近隣の状況なり、そういったものを見ながら、また必要な場合には、県やまた、国の方にも挙げさせていただく機会はあるかと思うんですが、今現段階ではそのようなことは考えていないということで、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（谷口 和也）中西委員

○委員（中西 友子）中西です。では近隣の状況を見てではなく玉城町から声を上げて、

まずは県の方に物を申してみてもいいでしょうか。

○委員長（谷口 和也）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）はい、保健福祉課見並、そうですね。1度こちらとしましてもですね、町の中で協議をさせていただいて必要であればですね、県の方に陳情というふうな形で上げさせていただきたいと思います。

ただ、これは内部の方で、上げるのが適当であろうというふうな判断が出た段階での、行為というふうな形になろうかと思しますのでその点についてはご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長（谷口 和也）中西委員

○委員（中西 友子）中西です。先ほど参事の方から内部の方から、検討してというふうなお考えというか、ご答弁いただきましたがそれでは、町長、副町長、お考えのほどをお聞かせください。

○委員長（谷口 和也）田間副町長

○副町長（田間 宏紀）国民健康保険、この制度につきましては、もう国全体の中でのですね、社会保障制度というふうなことでございまして、これにつきましても、町村会また、全国の町の中です、国保の制度改革、そしてまた国がしっかりそこを下支えするというふうなことで、従来からも財源の確保等含めて町村会の中での要望というふうな形で進めておるところでございまして、また今後におきましてもですね、玉城町としてもしっかりと要望をですね、していきたいというふうに考えております。

もう1点、私の方から申し上げますと、前回の全員協議会の中での資料でも申し上げましたと思うんですが、県下統一というふうなことからですね、国、県が定めてというか、推計をしております標準保険料というのは今年度分、11年度に統合される保険料というのが示されておると、そういう中で、今までのこの統一に向けての財政計画、財政シミュレーションという中で、今回、そういうふうな形での今お話のありました、被保険者数の推移、そして、今現在高として1億の貸付金の返済等々含めてですね、これを一気に上げることなく、現段階の中です、シミュレーションしていこうというふうなことでございまして、また平成8年度を3方式というふうなことも、一気に3方式という方法もあろうかと思うんですが、やはり段階的に、玉城の場合やった方がいいんじゃないかというふうなことからですね、そのような方式をとらせていただいたというふうなところでございまして近隣の市町の中では、3方式にすでに移行しておるところが非常に多くございます。

そういう中で玉城の方も今回、今年度から3方式に3年間をかけて進めようというふうなことでシミュレーション等々を示させていただいた中でのことを状況でございまして、その時のシミュレーションの、令和8年度令和9年度以降の保険料というのは

段階的には下がっていくという状況にはしてあります。がしかし、今話ありました、被保険者数世帯のシミュレーションというのが、シミュレーションがどういうになっていくかというふうなことも考え見ながらですね、今後の財政、国保財政につきましてもですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口 和也）よろしいですか。他にございませんか。

（「進行」の声あり）

○委員長（谷口 和也）それでは、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんので討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手）

○委員長（谷口 和也）挙手多数です。

従って、議案第44号玉城町国民健康保険条例一部改正については、原案の通り可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（谷口 和也）異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会いたします。

なお、審議内容の詳細は会議録を御高覧いただくとし、本会議での委員長報告は、主な事項及び結果の報告といたしますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前9時47分 閉会）